

諮問日：平成30年2月27日（平成29年度（最情）諮問第85号）

答申日：平成30年7月20日（平成30年度（最情）答申第24号）

件名：司法研修所における特定の事案に関して作成し，又は取得した文書の一部
開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

司法研修所において警備員が司法修習生に氏名等を記載させた特定の事案に関して作成し，又は取得した文書の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，別紙記載の各文書（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年12月25日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

別紙記載1の文書に記載された司法修習生の組，番号及び氏名は，実際の組，番号及び氏名と一致しない。そのため，最高裁平成19年5月29日判決からすれば，本件開示文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件不開示部分には，司法修習生の組，番号及び氏名が記載されている。
- 2 本件不開示部分のうち司法修習生の組及び番号は，虚偽のものではない可能性がある。また，虚偽であるとしても，司法修習生の個人識別情報である。

- 3 本件不開示部分のうち司法修習生の氏名については、氏名を冒用された可能性のある実在の人物との関係で、個人識別情報又は当該人物の権利利益を侵害するおそれがある情報に当たる。また、氏名を冒用した司法修習生との関係でも、当該司法修習生と何らかのつながりのある可能性がある実在の人物の氏名が判明することで、当該司法修習生が特定され得るし、他人の氏名を記載した痕跡自体が機微な情報であるから、当該司法修習生の権利利益を侵害するおそれがある。
- 4 苦情申出人の主張は、最高裁平成18年（行ヒ）第187号平成19年5月29日第三小法廷判決を引用するものと思われる。しかし、同判決は、文書に記載された情報が当時の滋賀県情報公開条例6条3号（公共秩序維持情報）に当たるとしたものであり、同条1号（個人識別情報等）の非該当性について判断したものではないから、本件において参考となるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年2月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月20日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年6月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会において見分した結果によれば、本件不開示部分は、特定の司法修習生が自ら記載した組、番号及び氏名であること、苦情申出人に開示された部分には、これらのうち氏名について、名簿に一致する氏名がない旨が記載されていることが認められる。このような記載内容に照らして検討すると、本件不開示部分に記録された情報は、その氏名を冒用された特定の個人を識別することができるものといえる。また、本件不開示部分を開示する場合には、氏名を冒用した司法修習生と何らかのつながりのある可能性がある組等の情報に加え

て、当該司法修習生の筆跡が明らかになることからすれば、本件不開示部分に記録された情報から当該司法修習生が特定され得るという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、同号ただし書きからハまでに相当する事情は認められない。

なお、苦情申出人の主張に引用する判決は、最高裁平成18年（行ヒ）第187号平成19年5月29日第三小法廷判決と思われるが、同判決は、本件と事案を異にし、適切ではないから、本件の判断に影響するものではない。

2 以上のおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 司法研修所の警備業務を請け負う警備会社の警備員が同研修所事務局経理課に提出した文書
- 2 「＜注意＞○談話室で深夜まで飲酒をしていた修習生について」と題する文書